

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

1 計画の施策体系図

2 記載内容の見方

3 施策及び事務事業

かわさき子育て応援パッケージ

第4章には方向性に基づき取り組む7つの施策及び各施策を構成する事務事業と、ライフステージに応じた主な取組をまとめた「かわさき子育て応援パッケージ」を掲載しています。

1 計画の施策体系図

方向性Ⅰ 子どもを安心して産み育てられる環境の充実		方向性Ⅱ 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実		方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実	
施策1	子育てを社会全体で支える取組の推進	施策4	子どものすこやかな成長の促進	施策6	子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
1	地域子育て支援事業	1	子どもの居場所づくり推進事業	1	児童福祉施設等の指導・監査
2	子ども・子育てDX推進事業	2	子どもの権利関連事業	2	母子保健指導・相談事業
3	小児医療費助成事業	3	子ども・若者未来応援事業	3	児童虐待等対策事業
4	児童手当支給事業	4	青少年活動推進事業	4	社会的養育推進事業
5	地域課題対応事業(各区役所)	5	青少年教育施設の管理運営事業	5	ひとり親家庭等支援事業
6	男女共同参画事業			6	女性支援推進事業
7	人権オンブズパーソン運営事業	施策5	子どもが主体的に生きることができる教育の推進	7	子ども・若者支援推進事業
8	民生委員児童委員活動育成等事業	1	探究的な学び推進事業	8	小児慢性特定疾病医療等給付事業
9	地域医療対策事業	2	キャリア在り方生き方教育推進事業	9	災害遺児等援護事業
10	救急医療対策事業	3	きめ細かな指導推進事業	10	健康づくり事業
11	国民健康保険制度運営事業	4	教育DX推進事業	11	食育推進事業
		5	高校改革推進事業	12	歯と口の健康づくり事業
施策2	質の高い保育・幼児教育の推進	6	人権尊重・多文化共生教育推進事業	13	予防接種事業
1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業	7	豊かな心を育む体験活動推進事業	14	アレルギー疾患対策事業
2	保育・幼児教育の提供体制確保事業	8	体力向上・部活動支援事業	15	がん・難病等支援事業
施策3	子育てしやすい居住環境づくり	9	学校安全推進事業	16	障害児等総合相談・生活支援事業
1	交通安全推進事業	10	健康給食推進事業	17	障害者等総合相談・支援事業
2	防犯対策事業	11	健康教育推進事業	18	障害者等手当・医療費助成事業
3	住み替え等促進事業	12	特別支援教育推進事業	19	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業
4	安定居住推進事業	13	不登校対策推進事業		
5	市営住宅等整備・管理活用事業	14	共生・共育推進事業	施策7	子ども・若者の社会的自立に向けた支援
6	公園緑地整備等事業	15	児童生徒支援・相談事業	1	メンタルヘルス・自殺対策事業
7	グリーンコミュニティ推進事業	16	帰国・外国人児童生徒等支援事業	2	再犯防止事業
		17	就学等支援事業	3	障害者社会参加・就労支援事業
		18	学校施設環境改善・維持管理事業	4	生活保護事業
		19	教職員の人材育成事業	5	生活保護自立支援対策事業
		20	地域とともにある学校づくり推進事業	6	生活困窮者等自立支援対策事業
		21	地域の寺子屋事業	7	雇用労働対策・就業支援事業
		22	地域教育活動等の推進事業		
		23	朝の居場所づくり推進事業		
		24	学校施設有効活用事業		
		25	家庭教育支援事業		

2 記載内容の見方

各施策には成果や進捗状況を把握するための成果指標を設定し、施策を構成する事務事業には具体的な取組内容として「主なアウトプット」を記載しています。

成果指標の見方

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数 (川崎市調べ)	11,894人 (R6年度)	23,788人以上 (R11年度)

★1

本計画策定時点での直近の成果指標に係る実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用するなど指標によりデータの取得年度が異なる場合があるため、実績値の年度等を記載(西暦の表記は省略。目標値において同じ。)しています。

★2

目標値については、取組の推進により数値が上昇・下降するもののほか、一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期(令和11(2029)年度)としていますが、数年に一度実施する調査データを活用する場合には目標達成を判断する時期がその調査によるため、目標達成を判断する年度等を成果指標ごとに記載しています。

「主なアウトプット」の見方

主なアウトプット

- 保育・子育て総合支援センターの整備(R9年度:高津区、R12年度:幸区、R13年度以降:麻生区)
- 公立保育所における医療的ケアの類型拡充(R8年度～)
- 保育士宿舎借り上げ支援の拡充(R8年度～)
- 保育体制強化事業実施率(R7年度:49.1%→R11年度:60%)
- 民間保育所等のICT化推進支援の実施(毎年度)
- 就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の実施(毎年度)

★1

★1

計画期間中の各取組のうち、時期を目標として設定するものについては、取組ごとに括弧書きで時期を記載(西暦の表記は省略)しています。

★2

計画期間中の各取組のうち、数値目標を設定するものについては、取組ごとに括弧書きで目標値を記載(「以上」等の表記は省略)しています。

★3

計画期間中の各取組のうち、市民サービス等で毎年度実施するものについては、取組ごとに括弧書きで「毎年度」と記載しています。なお、本計画策定時点で数値による実績把握を行っている取組については実績値を記載しています。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策の目標

地域・団体・企業・行政などの多様な主体の連携・協働による子育て家庭への支援を推進するとともに、男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めます。

取組の方向性(1/2)

《子育てを社会全体で支える》

- 保育・子育て総合支援センターと地域子育て支援センター、子ども家庭センターが、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援や、子育て家庭を社会全体で支える体制の構築に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する普及啓発等の取組を進めます。
- 小児医療費助成制度については、令和8(2026)年9月から助成対象年齢を高校生年代まで拡大し一部負担金を廃止する制度拡充を行った上で、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

現状と課題(1/2)

《子育てを社会全体で支える》

- 地域や社会が親子に寄り添い、こどものすこやかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。今後も核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。また、男女共同参画の取組を推進し、男女がともに子育てを担う意識を啓発することが重要となっています。
- 令和5(2023)年度に小児医療費助成制度における通院医療費助成について、助成対象年齢を中学校3年生までに拡大し所得制限を廃止する制度拡充を行うなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、安心して医療機関を受診できる環境整備を進める必要があります。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

取組の方向性(2/2)

《多様な主体と連携した地域社会の構築》

- 各區では、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきており、今後も、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、支える取組を進めていきます。
- 地域の活動の担い手づくりとして、引き続き、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

現状と課題(2/2)

《多様な主体と連携した地域社会の構築》

- 子育て支援の推進にあたっては、地域の実情に応じた柔軟できめ細かな対応が求められており、地域ごとに異なる課題に対して、地域の力を活かした対応が必要です。各區地域課題対応事業の中では、区民の参加と協働により、子育て支援も含め、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきました。
- 地域福祉推進の中核的な活動主体である民生委員児童委員は、さまざまな相談支援、子育て支援、行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施等を通し、地域福祉の向上を図っています。中でも、主任児童委員は、関係機関と児童委員とのつなぎ役として、児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、こどもが安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざして活動しており、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを行う必要があります。

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合 (川崎市調べ)	99.3% (R7年度)	100% (R11年度)	1	地域子育て支援事業
ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数 (川崎市調べ)	11,894人 (R6年度)	23,788人以上 (R11年度)	2	子ども・子育てDX推進事業
ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員登録数 (川崎市調べ)	796人 (R6年度)	1,200人以上 (R11年度)	3	小児医療費助成事業
地域子育て支援センター利用者の満足度 (川崎市調べ)	9.3点 (R7年度)	9.3点以上 (R11年度)	4	児童手当支給事業
			5	地域課題対応事業(各区役所)
			6	男女共同参画事業
			7	人権オンブズパーソン運営事業
			8	民生委員児童委員活動育成等事業
			9	地域医療対策事業
			10	救急医療対策事業
			11	国民健康保険制度運営事業

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	地域子育て支援事業 (こども未来局保育・子育て推進部)	地域子育て支援センター等を活用し、地域の中で親子が気軽に立ち寄り、保護者同士の交流や子育ての不安、悩みを気軽に相談できる身近な場の提供、会員同士で育児援助活動を行う「ふれあい子育てサポート事業」の更なる充実など、地域全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。

主なアウトプット

- ふれあい子育てサポート事業のリニューアル(R8年度)
- 乳児等通園支援事業の実施(毎年度)
- 地域子育て支援センターの延べ利用人数(R6年度:160,795人)
- 地域子育て支援センターの適切な配置に向けた検討

「地域子育て支援事業」で実施する乳児等支援給付

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策 掲載ページ
乳児等通園支援事業	保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	P194

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

「地域子育て支援事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
利用者支援事業(基本型)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。 利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されている地域子育て支援センターの特性を生かし、地域子育て相談機関として子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やし、行政機関であるこども家庭センターの機能を補完していきます。	P196
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市においては、地域子育て支援センターの名称で運営しています。	P210
ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業)	育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。	P214

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	子ども・子育てDX推進事業 (こども未来局企画課ほか)	子ども・子育てに関する各種申請手続きのオンライン化を推進するとともに、国の子ども・子育てDXの取組とも連携しながら、かわさき子育てアプリ等を活用した、出産・子育てに関する各種手続きのオンライン化や情報発信の充実に取り組むことにより、妊婦・子育て世帯の利便性の向上を推進します。

主なアウトプット

- かわさき子育てアプリの新規登録者数(R6年度:7,511件→R11年度:9,400件)
- 一時保育システムの運用(毎年度)
- 乳幼児健診(集団健診)に係る問診票のオンライン提出率(R11年度:90%)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	小児医療費助成事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	小児に係る医療費の一部を助成することにより、誰もが経済的負担がなく、安心して医療機関を受診できる環境を整え、小児保健の向上に寄与するとともに、小児の健全育成と福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
● 助成対象年齢の引き上げ(高校生年代まで)及び一部負担金の廃止(R8年9月～)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	児童手当支給事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	高校生年代までのこどもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、こどものすこやかな成長と発達を図ります。
主なアウトプット		
● 児童手当の支給(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	地域課題対応事業(各区役所) (市民文化局区政推進課)	各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。
主なアウトプット		
●地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施(毎年度)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	男女共同参画事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	男女共同参画社会の形成促進に関する普及啓発や「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業への女性活躍推進の取組を進めます。
主なアウトプット		
●第7期男女平等推進行動計画の策定(R11年度) ●「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数(R7年度:160社→R11年度:200社)		

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	人権オンブズパーソン運営事業 (市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当)	安心して気軽に相談できるようさまざまな広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談及び救済を行います。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 救済申立てに関する調査等の実施(毎年度) ● こどもに関する相談の実施(毎年度) ● 男女平等に関する相談の実施(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	民生委員児童委員活動育成等事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	地域での身近な相談・支援の担い手である民生委員児童委員について、新たな担い手の確保に向けた取組等を進め、活動の重点化や負担軽減を図りながら、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。また、適正配置や育成・支援を実施します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員の充足率(R6年度:81.3%→R11年度:82.0%) ● 民生委員児童委員の活動支援(毎年度) ● 活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	地域医療対策事業 (健康福祉局地域医療課、市立看護大学事務局)	紹介受診重点医療機関と地域の医療機関等との相互の機能分担・連携を進める「地域医療連携」を推進するとともに、関係機関とかかりつけ医の普及・啓発を進めます。また、看護人材の確保・定着に取り組むとともに、市立看護大学・大学院において、地域医療などを担う看護職等の養成を進めます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 紹介受診重点医療機関等における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値)(毎年度:68.8%) ● 紹介受診重点医療機関等からの(地域の医療機関への)逆紹介率(平均値)(毎年度:88%) ● 人口10万人に対する看護職員数(R6年度:883人→R10年度:967人) ● 看護大学卒業生市内就職率(毎年度:75%) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	救急医療対策事業 (健康福祉局地域医療課)	安心して医療を受けられる体制の確保に向け、救急、周産期、小児医療機関等への運営支援を行います。また、必要な方を適切な医療につなげ、かつ、救急医療の適時適切な利用を促進できるよう、医療情報ネット(ナビイ)や救急医療電話相談事業(#7119)の周知等を進めます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● #7119の利用件数(毎年度:33,000件) ● 輪番による夜間小児救急病院の確保数(毎年度:2施設) ● 市内での周産期母子医療センター及び救急救命センターの確保数(毎年度:各3施設) 		

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	国民健康保険制度運営事業 (健康福祉局医療保険課)	国民健康保険制度を安定的に運営します。
主なアウトプット		
●国民健康保険出産育児一時金の支給(毎年度)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策の目標

地域や年齢ごとの保育ニーズに応じた保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、保育人材の確保・育成の取組や医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組により質の高い保育・幼児教育を推進します。

取組の方向性(1/2)

「保育・幼児教育の適切な提供体制の確保」

● 定員変更や川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行など、既存の保育資源の活用を前提としつつ、認可保育所の整備等に当たっては需要と供給を見極めながら柔軟に対応するなど、適切な提供体制の確保に取り組むとともに、保育士確保や一時保育の需給調整の取組等により、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。

「区役所におけるきめ細やかな相談・支援」

● 区役所において、申請前から入所保留後の対応まで、蓄積されたノウハウを活用し、保護者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援を行います。

「保育の質の維持・向上」

● 保育・子育て総合支援センターを拠点に、在宅子育て家庭への支援や緊急保育の実施、保育技術の共有による人材育成を通じて、地域全体の保育の質の向上に取り組めます。

現状と課題(1/2)

「保育・幼児教育の適切な提供体制の確保」

● 就学前児童数は、平成29(2017)年以降、減少傾向にあり、令和7(2025)年4月時点の保育所等利用申請者数は、統計開始以降初めて前年度比で減少しました。教育・保育の量の見込みのうち、2・3号認定については、令和6(2024)年度をピークとしてその後は横ばいで推移するものとして推計していますが、今後も保育ニーズの傾向を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があります。今後の保育受入枠の確保にあたっては、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があることから、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所等の整備を基本としつつも、既存の保育資源の活用を前提として、需要と供給を見極めながら柔軟に対応する必要があります。

「区役所におけるきめ細やかな相談・支援」

● 各区役所では、申請前の説明会や時間外の相談、入所保留者への丁寧な対応を通じて、保護者の多様な保育ニーズに応じた施設やサービスとの適切なマッチングを図り、きめ細やかな相談・支援を継続していく必要があります。

「保育の質の維持・向上」

● 公立保育所を保育・子育て総合支援センターとして整備し、専門職による地域支援を展開するとともに、関係機関と連携し在宅子育て家庭への支援の充実が重要となっています。また、各種連携会議や研修を通じて民間保育所等への支援や人材育成を推進し、保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

取組の方向性(2/2)

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- 特別な支援が必要な子どもに対し、専門職による相談・支援や関係機関との連携を通じて、小学校への円滑な接続と医療的ケア児の受入体制の充実を図ります。

《幼児教育の質の維持・向上と教育・保育の一体的な推進》

- 教職員の確保や教職員研修等への支援の他、幼児教育相談の実施等により、幼稚園・認定子ども園における幼児教育の質の維持・向上を図ります。
- 「幼稚園型一時預かり事業」を実施する園の増加に加え、預かり保育を11時間以上行う園の増加を図ることで、幼稚園における就労家庭児等の受入を推進します。
- 幼稚園や保育所から認定子ども園への移行が円滑に進むよう、施設の状況等を踏まえた適切な支援を行います。

現状と課題(2/2)

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもも集団保育が可能と判断された場合に受け入れ、巡回相談や専門職による支援を通じて保育体制の充実を図っています。特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、保護者との連携や小学校への円滑な接続を視野に入れた支援を進める必要があり、地域で安定的に通える受入体制の確保が課題となっています。

《幼児教育の質の維持・向上と教育・保育の一体的な推進》

- 幼児期の教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っていることから、引き続き幼稚園・認定子ども園における幼児教育の質の維持・向上を図る必要があります。
- 幼稚園の預かり保育について、平日及び土曜日における長時間化や長期休業期間中の通年化の実施に対応した「幼稚園型一時預かり事業」を推進し、保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していく必要があります。
- 保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる認定子ども園の設置を進め、教育・保育の一体的な推進に取り組む必要があります。

方向性Ⅰ

方向性Ⅱ

方向性Ⅲ

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
保育・幼児教育施設利用者の満足度 (10点満点) (川崎市調べ)	8.2点 (R7年度)	8.2点以上 (R11年度)	1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業
待機児童数 (川崎市調べ)	0人 (R6年度)	0人 (R11年度)	2	保育・幼児教育の提供体制確保事業

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部、保育・幼児教育部)	保育の仕事に関する魅力発信や就職・復職・就労継続支援などの取組により、保育人材の確保対策や定着支援を推進するとともに、民間への支援・指導、医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組の推進、公民保育所の人材育成、幼保小連携の充実等により、保育・幼児教育の質の維持・向上を図ります。

主なアウトプット

- 保育・子育て総合支援センターの整備(R9年度:高津区、R12年度:幸区、R13年度以降:麻生区)
- 公立保育所における医療的ケアの類型拡充(R8年度～)
- 保育士宿舍借り上げ支援の拡充(R8年度～)
- 保育体制強化事業実施率(R7年度:49.1%→R11年度:60%)
- 民間保育所等のICT化推進支援の実施(毎年度)
- 就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の質の維持・向上事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (教材費・行事費等補助)	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。	P202
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (給食費(副食費)補助)	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。	P202
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。	P203
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援)	幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。	P203
病児・病後児保育事業	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。	P213

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	保育・幼児教育の提供体制確保事業 (こども未来局保育・幼児教育部、保育・子育て推進部)	既存の保育資源の活用を前提とし、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく認可保育所等の整備や認定こども園への移行、一時預かり事業の推進等により、適切な提供体制の確保に取り組み、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等の入所率(R7年4月:97.2%→R11年4月:98%) ● 保育所からの認定こども園への移行開始(R9年度～) ● 認可保育所の整備における保育受入枠の確保 ● 保護者への保育料補助の助成の実施(毎年度) ● 病児・病後児保育事業の実施(毎年度) ● 幼稚園型一時預かり事業の11時間以上開所園数(毎年度:2園増) ● 幼稚園から認定こども園への移行園数(毎年度:2園増) 		

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の提供体制確保事業」で実施する教育・保育給付

給付対象施設・事業名	施設・事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。 幼保連携型:幼稚園と保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。 幼稚園型:幼稚園が保育所の機能を備えて運営する教育・保育施設です。 保育所型:保育所が幼稚園の機能を備えて運営する教育・保育施設です。 地方裁量型:幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。	P182～ P190
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした「学校」です。	
保育所	保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。	
地域型保育事業(家庭的保育事業)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業(小規模保育事業)	0～2歳児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業 (満3歳以上限定小規模保育事業)	満3歳以上児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業(事業所内保育事業)	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	
地域型保育事業(居宅訪問型保育事業)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の提供体制確保事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
利用者支援事業(特定型)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。	P198
延長保育事業	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。	P201
一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業(就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む)です。	P211
一時預かり事業 (保育所における一時預かり)	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、こどもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。	P212

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

施策の目標

交通安全対策や防犯対策、魅力ある公園緑地づくり、子育て世代の市内定住・転入促進等を通じて、子育て家庭が安心して暮らせる安全で快適な居住環境づくりを推進します。

取組の方向性

《こどもの交通安全の確保》

- 事故構成率の高い自転車利用者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進に向けて、交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知を行い、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

《良好で快適な居住環境の整備》

- 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化に向け、防犯カメラの設置補助や防犯灯の設置などを行い、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。また、立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくりやグリーンコミュニティの形成を推進し、子どもたちの遊びや体験の場として活用できる公園や緑地づくりを推進します。

《子育て世代が暮らしやすい住宅・居住環境の整備》

- 子育て世代の市内定住・転入促進に向けた取組を推進するとともに、市営住宅や民間賃貸住宅の活用等による重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組めます。

現状と課題

《こどもの交通安全の確保》

- 交通事故発生件数は横ばいで推移していますが、自転車関係事故の割合が県平均を上回っている状況です。自転車利用者等が安全・安心に通行できる道路環境の整備と、交通事故防止に向けた対策が求められています。また、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けて、従来の地域に密着した啓発活動を継続しながら、幅広い手法を取り入れていくことが求められています。

《良好で快適な居住環境の整備》

- 他都市と比べ、人口千人あたりの刑法犯認知件数は低いものの、コロナ禍の回復に伴う社会・経済活動活性化に伴い全国的に増加傾向にあり、市民アンケート(令和5(2023)年度)の「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」と関心が高くなっています。また、公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして価値が再認識されていることから、引き続き利用価値を高めながら、誰もが利用しやすく、快適で、居心地のよい、地域の特色を活かした公園緑地づくりを進めていく必要があります。

《子育て世代が暮らしやすい住宅・居住環境の整備》

- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている状況を踏まえ、子育て世代をはじめ、さまざまな世代を対象に人と住まいを循環させることなどにより、子育て世代の市内での定住や転入を促進する必要があります。また、市営住宅については、厳しい財政状況の中、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進するとともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取り組み、持続可能な管理運営を進める必要があります。

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R11年)	1	交通安全推進事業
市内刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R11年)	2	防犯対策事業
住宅確保要配慮者への物件紹介率 (川崎市調べ)	84% (R6年度)	90%以上 (R11年度)	3	住み替え等促進事業
公園緑地の利用頻度 (市民アンケート)	65.7% (R7年度)	66.5%以上 (R11年度)	4	安定居住推進事業
			5	市営住宅等整備・管理活用事業
			6	公園緑地整備等事業
			7	グリーンコミュニティ推進事業

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	交通安全推進事業 (市民文化局地域安全推進課)	交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知、高齢者等に交通安全教室を実施します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の交通安全団体で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動(毎年度) ● 交通安全教室の開催(毎年度) ● 路面及び電柱巻付表示の実施(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	防犯対策事業 (市民文化局地域安全推進課)	防犯カメラの普及に向けて、町内会・自治会等への設置補助や、犯罪発生状況等のデータに基づく整備と周知に取り組みます。また、地域の防犯関連団体や警察等と連携した活動を推進し、防犯灯の適正な維持管理や住宅の防犯診断の実施等により、犯罪の未然防止や抑止を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯カメラの設置補助(毎年度) ● 重点地区防犯カメラの整備(R8年度以降順次) ● 防犯灯の管理灯数(R6年度:約7万灯→R11年度:約7万7千灯) ● 防犯診断の実施(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	住み替え等促進事業 (まちづくり局住宅整備推進課)	若年層や子育て世代、高齢者等が居住ニーズやライフステージの変化に応じ円滑に住み替えできるよう、地域特性や世代ニーズ等を捉え、事業者等と連携し、既存住宅ストック等を活用した人と住まいが循環するしくみを構築するなど、子育て世代の市内定住・転入促進等に向け段階的に取組を進めます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存住宅ストック等を活用した官民連携によるモデル事業等の実施(R8年度～) ● ポータルサイトやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	安定居住推進事業 (まちづくり局住宅整備推進課)	地域包括ケアシステムとの連携による高齢者等の多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援などを推進するとともに、新たな支援のしくみを検討します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付(毎年度) ● 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	市営住宅等整備・管理活用事業 (まちづくり局市営住宅管理課、市営住宅建替推進課)	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替えや改善、維持管理等を推進するとともに、公平・的確な入居機会の提供や財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な管理運営・活用を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 建替工事完了団地数(R8～R11年度:6団地) ● 長寿命化改善工事完了団地数(R8～R11年度:8団地) ● 子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	公園緑地整備等事業 (建設緑政局みどりの保全整備課)	地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めます。多摩川河川敷のトイレや水飲み場等について、誰もが安心して使えるよう、快適性の向上に取り組めます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 生田緑地東地区・ばら苑等整備推進(R8年度～) ● 夢見ヶ崎動物公園再整備推進(R8年度～) ● 稲田公園再整備に向けた取組推進(R8年度～) ● 多摩川河川敷トイレ更新等(～R11年度:28棟) ● 全天候型のこどもの遊び場づくり(R8年度～) 		

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	グリーンコミュニティ推進事業 (建設緑政局グリーンコミュニティ推進室)	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に親しまれる、特色ある公園づくりに向けたモデル事業の推進(各区:R8年度～) ● 公園を活用する方法等を掲載した「公園使いこなしスターターブック」の更新(隔年) 		